

平成23年9月26日

株式会社ハート  
代表取締役 横川 泉 殿

社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野 美絵子



### ご 連 絡

当協会作成の平成23年8月22日付「ご連絡」に対して、貴社より、平成23年9月5日付回答書（以下、「貴社回答書」といいます。）を受領いたしました。

貴社回答書によれば、6月6日付「ハート共済保障規約」（平成23年7月より適用）を改定し、1. 同第3条1）について、加入者の家族等の署名を義務付ける旨規約に明記する、2. 同第5条「いずみコース」のサービス内容を具体的に規約に明記する、3. 同第9条3）は削除する、とのことで、概ね、当協会が平成23年8月22日付「ご連絡」にて要望した内容に沿うものと評価できます。

つきましては、上記貴社回答書記載の改定はいつ行われ、改定が反映された規約はいつから適用するのかをご教示ください。また、改定後の規約につきましては、速やかに当協会へご呈示ください。

本書面に対するご回答は、平成23年10月17日までに、書面にてお知らせください。

なお、本書面ならびに貴社からのご回答の有無及びその内容は、当協会において、公表することがあります。

（本件に関する連絡先）

〒108-8566 東京都港区高輪3-13-22 国民生活センタービル内  
社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
TEL:03-3448-9736 FAX:03-3448-9830